

寝屋川市公共工事等に係る情報の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共工事等の入札及び契約に関する情報を事前又は事後に公表することにより、寝屋川市が締結する契約の公正の確保及び透明性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事等 寝屋川市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 調査基準価格 寝屋川市契約規則（昭和50年寝屋川市規則第32号）第11条の2第1項の基準に基づく価格をいう。
- (3) 予定価格等 公共工事等に関する契約に係る予定価格及び最低制限価格又は調査基準価格（最低制限価格又は調査基準価格を設けないときには、予定価格）をいう。

(公表の種類)

第3条 公共工事等の情報の公表は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 発注見通し公表 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条の規定に基づく発注関係事務の運用に関する指針による当該年度の公共工事等の発注見通しに関する事項を公表することをいう。
- (2) 事前公表 公共工事等に係る契約を入札により締結する場合において、当該契約に係る入札を執行する前に、その予定価格等を公表することをいう。
- (3) 過程の公表 法第8条の規定による同条第1号に規定する公共工事の入札及び契約の過程に関する事項及び同条第2号に規定する事項のうち市長が必要と

認める事項（以下「過程等の事項」という。）を公表することをいう。

- (4) 事後公表 公共工事等に係る契約を入札により締結する場合において、当該契約に係る入札を執行した後に、その予定価格等を公表すること、及び公共工事等に係る契約を締結した場合（仮契約の場合を含む。）において、その予定価格等、法第8条各号に掲げる事項その他市長が必要と認める事項を公表することをいう。

（事前公表及び事後公表の対象）

第4条 事前公表を行う公共工事等は、入札に係るすべてのものとする。

2 事後公表を行う公共工事等は、入札に係るすべてのものとする。

3 寝屋川市契約規則第26条の3第1項の規定により2人以上の者から見積書を徴した後に随意契約を締結した場合において、当該随意契約に係る情報の提供の請求があったときは、契約金額及び締結した契約の相手方に関する事項に限りこれらを直ちに情報提供するものとする。

（公表の方法）

第5条 発注見通し公表は、対象とする公共工事等の発注見通しが確定した日から当該年度の3月31日までの間、インターネットを利用して閲覧に供する。

2 事前公表は、入札実施要領、入札参加資格確認通知書、指名通知書及び入札参加資格者を記載した書面に、予定価格等のそれぞれの額から消費税及び地方消費税の額を除いた額、その他必要な事項を記載し、入札実施要領の公表、入札参加資格の確認通知又は指名通知をした日のいずれか早い日から当該入札の執行日までの間、寝屋川市の執務時間内に総務部契約課（以下「契約担当課」という。）において、閲覧に供することにより行うものとする。ただし、寝屋川市電子調達システムを用いて行う入札においては、入札参加資格者の公表は行わないものとする。

3 過程の公表は、対象とする公共工事に係る過程等の事項が確定した日から翌年度の3月31日までインターネットを利用して閲覧に供することにより行うものとする。

4 事後公表は、当該公共工事等に係る契約を締結した日（寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第6

号) 第2条の規定による契約の場合にあっては、仮契約を締結した日) の翌日から翌年度の3月31日までの間、予定価格等その他必要な事項を記載した台帳を寝屋川市の執務時間内に契約担当課において又は予定価格等必要な事項をインターネットを利用して閲覧に供することにより行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年6月1日から施行し、同日以後に発注見通しが確定し又は締結する契約に係る公共工事等について適用する。

(寝屋川市建設工事の請負契約に係る予定価格等の公表に関する要綱の廃止)

2 寝屋川市建設工事の請負契約に係る予定価格等の公表に関する要綱(平成12年5月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。